



Title	ロシアとの平和条約締結のゆくえ
Author(s)	
Citation	令和4（2022）年度学部学生による自主研究奨励事業 研究成果報告書．2023
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/90966
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

令和4年度大阪大学未来基金「学部学生による自主研究奨励事業」研究成果報告書

ふりがな氏名	おがわ よしひろ 小川 亮拓	学部 学科	法学部国際公共 政策学科	学年	3 年
ふりがな 共 同 研究者氏名	やす こういちろう 野冽 康一郎	学部 学科	法学部国際公共 政策学科	学年	2 年
					年
					年
アドバイザー教員 氏名	中嶋啓雄	所属	大学院国際公共政策研究科		
研究課題名	「ロシアとの平和条約締結のゆくえ」				
研究成果の概要	研究目的、研究計画、研究方法、研究経過、研究成果等について記述すること。必要に応じて用紙を追加してもよい。（先行する研究を引用する場合は、「阪大生のためのアカデミックライティング入門」に従い、盗作剽窃にならないように引用部分を明示し文末に参考文献リストをつけること。）				
＜研究目的＞ 今回のロシアのウクライナ侵攻による日ロ関係の悪化によって、長年続けられてきた両国間の平和条約交渉がロシアにより一方的に打ち切られた。更に、北方領土の元島民らによる「ビザなし渡航」等の経済交流を停止するとも発表された。一般的な報道では平和条約交渉の障壁として「北方領土」の帰属問題が取り上げられることが多い。北方領土問題のどこに解決の難しさがあるのか。また、他に平和条約締結を難しくする要因はあるのだろうか。ソ連時代から始まり現在まで続いてきた交渉を振り返り、未来の平和条約締結交渉に向けて現実的な解決策を探る。また、私の一方的な発信に留まるのではなく、私たちがこれからの日露関係について考える一つのきっかけにしたい。この研究がそのたたき台になるように研究後はもちろん、研究中にも双方向のやり取りを行うなど、工夫をする。 ＜研究計画・研究方法＞ 歴史研究に関しては文献や史料を用いて行う。その中で、9月下旬に東京都の外交史料館と国立国会図書館を訪問した。そこで政府が公開している外交史料の閲覧方法や「何がどの部分まで公開されているか・どのような部分が黒塗り＝非公開になっているか」等を学んだ。 ＜研究経過＞ ①日ソ/露の交渉史について文献・史料を用いて調査する ②日ソ/露交渉の比較対象となる事例を文献・史料を用いて調査する ③上2つの成果を基にこれからあるべき日ロ平和条約交渉について模索する の3段階で研究を行い、以下の研究成果もこの構成でまとめている。 ＜研究成果＞ 私は今回の研究を通して、日本とロシアの将来の平和条約交渉における一つの「現実的な選択肢」を見出した。それは、「歴史認識に目をつむった政治的妥結」だ。具体的な内容は、択捉島・国後島をロシア帰属に、色丹島・歯舞群島を日本帰属にする。つまり、日ソ共同宣言に記載がある通りの決め方することだ。なぜこのような結論に至ったかについて研究経過に記載した3構成で論じる。 まず前提として私は、将来の平和条約締結の時期として「現在のロシアによるウクライナ侵攻が終					

結し、日ロ外交関係がウクライナ侵攻以前並みの水準に戻った時」と想定している。言うまでもなく、今の状況での平和条約締結は不可能だからだ。歴史を振り返る限り、日ロ関係がこれから未来永劫最悪なことは考えにくい。ここでは近い将来に「いつか来る」平和条約締結のチャンスに向けた解決策を模索している。という前提を共有していただいた上で読んでいただきたい。

(1) 日ソ露の平和条約交渉史

①日ソ共同宣言締結までの歴史

両国間の交渉は、サンフランシスコ平和条約締結によって日本が独立を果たした後に始まった。交渉に積極的だったのはソ連だ。狙いは二つあった。まず、日本との関係を築きたかった。冷戦下、ソ連は日本に大使館すら置けず、外交手段がなかった。一方アメリカが日本との関係を深めていたことにソ連は焦りを感じていた。また、日本をできるだけ「中立的な国」にしたかった。日本政府がアメリカに従属する態度を見せる中で、国民のナショナリズムを刺激して日米関係に楔を打ちたい。そのためにまず国交を回復させる必要があった。一方日本側は必ずしも積極的ではなかったが、シベリア抑留者問題や北方領土問題という解決されるべき問題もあり、交渉のテーブルに着いた。

両国間の意見の相違は大きく 4 つあった。一つ目は日米安保条約に関してだ。日本は、日米安保条約の枠組みの中で日ソ国交回復を図った。ソ連は、日ソ関係を築くにあたって日本が他国との軍事同盟に参加しないことを求めた。二つ目は、シベリア抑留者問題だ。日本は、国交回復交渉と切り離し、抑留者の即時返還を主張した。ソ連は、国交回復が抑留者返還の前提条件だとした。三つ目は、領土問題だ。日本側は当初北方領土に加えて北千島・南樺太についても返還を主張していた。ソ連は、国境を根室海峡に設定、つまり北方四島をソ連帰属とした。四つ目は、海峡の自由通航権だ。日本側の提示は特になかったが、ソ連は、通航権を「日本海沿岸諸国の軍艦に限定する」とした。アメリカの軍艦を追い出すというソ連の狙いで、日本にとって受け入れられる条件ではない。

この現状に対し、国交回復を実現したいソ連はこれら全てに対して一挙に譲歩を行い、この妥協をもってソ連の最終的態度和した。具体的には、日本の軍事同盟参加禁止条項の削除・抑留者の一部返還・色丹島、歯舞群島の平和条約締結後の返還・通航権限定の解除を行った。日本の松本俊一全権はソ連の姿勢を理解し、概ねソ連妥協案での決着を考えていた。しかし、それを許さなかったのはアメリカと自由党だった。アメリカは、日ソ国交回復によって日ソ関係が構築されることを警戒していた。また、北方四島が完全な状態で日本に返還されると、アメリカ占領下の沖縄の地位が問題になると考えた。よって、当時のアメリカ国務長官ダレスが『もし日本が国後、択捉をソ連に帰属せしめたなら、沖縄をアメリカの領土とする』¹とする「ダレスの恫喝」と呼ばれる発言を行い、日本に圧力をかけた。もちろん、日本が北方四島返還要求をすればソ連との交渉が滞ることは理解しており、それを狙いとしていた。また、当時の民主党政権は、自由党との保守合同の調整を進めていた。自由党は基本的に日ソ交渉に慎重な立場であり、ソ連妥協案による妥結を阻止する方向に動いた。実際に第一次モスクワ交渉では、重光葵外相がソ連妥協案を受諾して平和条約を締結する方針を固めたが、アメリカと自由党が猛反対して実現には至らなかった。

そこで存在感を発揮したのが鳩山元首相だった。鳩山は日ソ国交回復交渉に積極的だった。日本の国際的地位の向上と自主独立の完成、つまり日本の国連加盟には日ソ国交回復が不可欠だと考えており、積極的に動いていた。鳩山は、第二次モスクワ交渉に自ら出向くことを決断した。その際に鳩山

¹ ・松本俊一「増補 日ソ国交回復秘録 北方領土交渉の真実」朝日新聞出版、2019 年 p129

が考えたことが、以前よりソ連側が提案していた「アデナウアー方式」だ。これは、一旦領土問題など合意が難しい問題を棚上げにし、先に合意できるところだけで宣言を取りまとめる手法だ。これによって鳩山は、一刻も早い日ソ国交回復を目指した。ソ連側はこの動きを好意的に迎えた。それでも紆余曲折はあったが、最終的に戦争状態の終了や大使の交換、日本の国連加盟等を規定した日ソ共同宣言が結ばれた。食い違う歴史認識に一旦目をつむり、国交回復を果たした。領土問題に関しては「平和条約締結交渉のため引き続き交渉を継続する」とし、色丹島・歯舞群島を平和条約締結後に引き渡すこととした。日本国内の反対論は、鳩山や重光が政治生命をかけて抑え込んだ。

②日ソ共同宣言締結～ソ連時代

日ソ共同宣言が締結された後も引き続き交渉が進められたが、日本側にとって事態は悪化した。1960 年、日米間で新安保条約が結ばれた。するとソ連は、冷戦の敵であるアメリカと日本の関係が強まり、日ソ共同宣言の日ソ善隣精神が阻害されたとして不満を表明した。そして、日ソ共同宣言で合意した将来の色丹島・歯舞群島の引き渡しに対して「日本領土からの全外国軍隊撤退」という全く新しい条件を一方的に課した。全外国軍隊が米軍を指していることは明白で、日本にとって明らかに無理難題な要求だ。また、首脳間での対話も続けられたが、当時のソ連ブレジネフ大統領は「両国間に領土問題は存在しない」との主張を繰り返したため、議論は平行線を辿った。

③ロシア時代～民主党政権まで

この時代も交渉で大きな進展があったわけではないが、一定の成果はあった。例えば 1993 年の東京宣言だ。ここでは、領土問題を北方四島の問題と定義し、これらの問題を解決することで平和条約締結・両国関係の完全な正常化を目指すことが明記された。また、日ソ共同宣言が両国間の有効な国際約束であると確認した。新安保条約締結・ブレジネフ時代と比べるとロシアの態度は軟化したように見える。それ以降も両国はイルクーツク声明など、東京宣言の内容を確認する宣言や声明を数回にわたって発表した。しかし、それらの確認にとどまり、具体的な進展があったわけではなかった。

④第二次安倍政権の交渉史

2012 年に発足した第二次安倍内閣時代は、プーチン大統領との個人的友好関係を活かし、以前より活発に交渉が行われた。しかし、目立った成果は出ず、むしろ日本にとって好ましくない状況に追い込まれた。安倍は、就任直後の 2013 年に訪露して首脳会談を行った。また、欧米諸国首脳が次々に欠席を表明した 2014 年のソチ五輪の開会式に出席したように、ロシアとの関係は良好だった。しかし、同年に勃発したロシアのクリミア侵攻に対して日本が欧米諸国と同調して制裁を課したことによって日露関係は悪化していく。以降、プーチンは「日本はロシアに対して友好的ではない」として日本への不信感を表明する。これは現在と似ている部分だ。

閉塞感が漂う中、安倍は 2016 年に「新しいアプローチ」を発表した。双方に受け入れ可能な解決策の作成に向けて今までにない発想で交渉をしようというものだ。しかし、この概念が両国間で共有されることはなかった。長門会談やシンガポール首脳会談でも、自国向けに発信する態度に大きな乖離が見られた。日本は「〇〇で合意した・建設的な議論がなされた」と前向きな姿勢を発信したが、ロシアは「〇〇の相違点があった。交渉には長い時間がかかる」とした。このように、第二次安倍政権時代は両国間の意思疎通のなさが特徴だ。他にも、2018 年に安倍は「新しいアプローチ」として 1956 年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させるとした。そして、交渉の早期妥結を図るために四島返還の従来の方針を覆し、二島返還を目指した。ここには、交渉の難航に対する安倍の焦りがあったのだろう。しかし、同年にプーチンは一切の前提条件をつけないでまず年内に平和条約を締結して、その平和条約を基礎として、全ての係争中の問題解決つまり領土問題に取り組みたいとした。両者の見解が全く合っていないことが分かる。このように、両者の見解にずれがある中で日本側が一方

的に妥協してしまった形となり、交渉がうまくいかなかった。

(2) ロシアの他の領土交渉について

次に、北方領土問題の比較対象になりうる、ロシアの他の二つの国境紛争の事例について取り上げる。一つ目は、中ソ（ロ）国境紛争だ。二つ目は、ロシア・エストニア間の国境紛争だ。順番に概要と要点を説明する。

①中ソ（ロ）国境紛争

中ソ国境紛争は、中ソ間約 4000km 以上にわたる多数の島の帰属が争われた。この問題は 1858 年に両国間で結ばれたアイグン条約、1860 年に結ばれた北京条約に起因する。ここでロシアに有利な協定が結ばれたことで、中国側に不満を残すことになる。第二次世界大戦において「満州国」を支配した日本が敗戦し、戦後の混乱に乗じて複数の島をソ連が占拠したことによりこの問題は再び顕在化した。しかし冷戦に突入すると、中ソ間の力関係により中国側の主張は受け入れられなかった。中ソ対立時代になると対立は更に先鋭化し、1969 年にはダマンスキー島の帰属をめぐる軍事衝突にまで発展した。

その後も交渉は続けられるが、大きく事態が動いたのはソ連崩壊寸前の 1991 年、ソ連崩壊後の 1994 年だ。両国間関係が改善し、「やれるところからやろう」の精神の下両国が納得した状態で協定が結ばれることにより、係争地の大部分の国境が画定した。しかし、それでもなお複数の島の帰属について対立を続け、合意は困難とみられていた。そして、この領土紛争において最終的に使われた解決方法は、いわゆる「フィフティ・フィフティ」と言われるものだ。その名の通り、残る係争地の領土を「半分こする」、まさしく「政治的妥結」である。互いが交渉の難しさを認識し、両国間の友好関係に基づいた政治的判断だった。

もちろん、「フィフティ・フィフティ」は安易に用いられるものではない。安易な妥協として「両者敗北」とみなされる危険性もあるからだ。「フィフティ・フィフティ」を実現するには、それをする両者のメリットが必要だ。今回の例では、中ロ間の更なる友好関係構築・国境を最終的に画定することでお互いが蒸し返すことを防げるという両者へのメリットがあったからこそ最終的にこのような政治的妥結に至ることができたのだろう。

②ロシアとエストニア間の国境紛争

ロシアとエストニア間の国境紛争は、国境 2 地域の帰属が争われた。帝政ロシアから独立したエストニアは、1920 年、後継国家ソ連とタルトゥ条約を結ぶ。これにより国家承認と共に当該国境 2 地域のエストニア帰属を確認した。しかし、第二次世界大戦が勃発した 1940 年、ソ連がエストニアを「併合」してソ連の構成国になった。ここが問題の発端だ。ソ連崩壊間際にエストニアは独立を宣言し、ソ連もそれを承認し、その際に 2 地域の帰属問題について議論された。エストニア側は、1940 年の併合が「一方的」とし、併合自体が国際法に違反するものと訴えた。そしてタルトゥ条約に基づいて 2 地域の返還を主張した。一方ソ連側は、1940 年の併合を「自発的なもの」とし、その時点でタルトゥ条約の効力が消えた。よって 2 地域はソ連領だと主張した。両者の歴史認識の違いがこの問題を引き起こした。

中ロ国境紛争のように軍事衝突にはならなかったものの、両者の主張の食い違いは続いた。しかし、最終的にエストニア側が主張を大幅に後退させ、2 地域の領有権主張を諦めることによって合意に至った。中ロ国境紛争と形は違うが、これも「政治的妥結」といえる。実はこの妥結にも両者にメリットがある。ロシア側は、2 地域の領有が画定すると同時に、エストニア側に領土問題を蒸し返されるリスクがなくなった。一方エストニア側は、主張していた領土は失うが、国境を画定できる。これに

よって国境の不安定な状況を解消させると共に、EU や NATO とより友好的関係を構築できるようになった。しかし、合意に至ったもののロシア側は二度にわたり履行を拒否している。一度目は、エストニアの国内批准手続きの際にタルトゥ条約の存在が明記されたことに対して。二度目は、2014 年のクリミア危機に対するエストニアを含めた西側諸国の制裁に対してそれぞれ不満を表明し、合意を一方的に撤回した。

ここでも、両者がメリットを感じたうえで「政治的妥結」が選択されていることが分かる。食い違う歴史認識には目をつむり、合意を実現した。また、両国合意後二度にわたってロシア側が履行を拒否していることにも注目すべきだ。完全にロシア側に有利な協定であっても、このように「揺さぶり」をかけてくるケースがあるということだ。

(3) ロシアとの平和条約交渉のゆくえ

以上を踏まえて、私は最初に述べた「歴史認識に目をつむった政治的妥結」という現実的な選択肢を見出した。以下、説明を行う。歴史を辿る限り、日露間の主張が食い違っている最大の原因は、第二次世界大戦に起因する歴史認識が異なっていることだ。よってこの問題を如何にして乗り越えるかがカギとなる。ここでヒントになるのが、エストニアの例だ。食い違う歴史認識の議論を棚上げにして妥結に至った。しかし、中ロ国境紛争の例でもあったように、安易にこの考えに至ると国内批判にさらされてしまう。双方に対するメリットが必要だ。ちなみに、私の案では日ロ双方にメリットがあると考ええる。日本側は、何より現在占領されている領土の一部が返還されること・ロシアとの国境が画定して不安定な状況が解消、隣国との関係改善に繋がること・国内的にも最低限の成果として評価され得ることがある。一方ロシア側は、ウクライナ侵攻が終わったという前提の上で日本との友好関係や経済関係を期待でき、世界的孤立から脱却できること・ロシア軍の軍事施設がある択捉島、国後島の領有が画定し、日本側の領土問題に関する蒸し返しがなくなること・結果としてロシア側が戦後一貫して行った主張の大部分が認められることがある。もちろん、両国間で適切な意思疎通が取れていることが前提として必要であるが。

また、エストニアの例に倣って、日本が北方四島を全て放棄するシナリオは考えなかった。理由は、日ソ共同宣言に二島返還が明記されているからだ。ロシアは近年いわゆる「0 島返還」を一部で主張している。しかし、二島返還は日本側としても譲れない主張であるし、ロシアが国際的に認められた枠組みを無視することも日本として譲れない部分だ。ロシアとしても、色丹島・歯舞群島の面積は北方領土全体の 7%に過ぎず、歯舞群島には現在居住者がいないことから、妥協のハードルは高くない。実際に日ソ共同宣言で二島返還を認めた理由にも挙げられている。

もちろんこの案や根拠には反論も考えられるため、私自身完璧な案だとは思わない。しかし、私が研究目的の一つとして挙げた「議論のたたき台」の役割を果たしているとは言えるだろう。私の問題提起によって、北方領土問題・平和条約締結問題に関する議論が活発になることを願っている。

<参考文献>

- ・松本俊一「増補 日ソ国交回復秘録 北方領土交渉の真実」朝日新聞出版、2019 年 p41~44,p47~49,p73~79,p123~127,p129,p171~181
- ・駒木明義「安倍 vs プーチン 日露交渉はなぜ行き詰まったのか？」筑摩選書、2020 年 p17~22,p25~35,p43~48,p146~148,p159~168,p196~199,p365~369
- ・岩下明裕「北方領土問題 4 でも 0 でも、2 でもなく」中公新書、2005 年

gaikou46.pdf (cao.go.jp)